

豊橋市まちなか図書館（仮称）実施計画策定委託業務仕様書

1. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 : 豊橋市まちなか図書館（仮称）実施計画策定委託業務
- (2) 委託業務場所 : 豊橋市内
- (3) 業務期間 : 契約締結日から平成28年3月30日まで

2. 業務の目的

本業務では、豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発事業において建設される再開発ビルの一角に導入予定のまちなか図書館（仮称）について、平成26年度に作成した「豊橋市まちなか図書館（仮称）整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を基に建築基準法等関係法令を遵守し、豊橋市まちなか図書館（仮称）実施計画を策定する。

実施計画は、再開発事業者が行う再開発ビルの基本設計（平成27年度作成予定）及び実施設計（平成28年度作成予定）に反映させるための資料とする。

3. 業務内容

(1) 実施計画書の策定

ア) 空間レイアウト及び空間デザイン計画の検討整理

ゾーン別の機能・諸室、図書館全体の空間構成及び動線等を整理し、空間構成の検討・配置レイアウト図の作成並びに再開発ビルの基本設計及び実施設計に反映（指示・助言等）できる内装、備品、サイン等の空間デザイン計画を検討整理

* 再開発事業の基本設計スケジュール及び(1)の業務のスケジュール予定

基本設計業務	設計期間（平成27年6月頃～平成28年3月）
(1)の業務	契約締結後～9月末 諸室の間取り等及び面積の確定 10月～ 内装等の空間デザイン等

イ) 備品仕様の検討整理

備品の種類、仕様及び想定する備品のメーカー、品番、数量等を検討整理し、備品リストの作成

ウ) 図書館サービス等の検討整理

魅力的なサービス・プログラム、蔵書内容及び先端の図書館システム等の検討整理

エ) 運営計画の検討整理

図書館の運営者（直営、指定管理等）の可能性についてメリットやデメリット等の比較検討整理及びスタッフ等運営体制（人員等）の検討整理

オ) 概算事業費の算出

上記（ア）～（エ）に関する概算事業費の算出

※（ウ）は図書館システムのみ

カ) 空間イメージパースの作成

(2) 再開発ビル基本設計との調整等

再開発ビルの基本設計への反映に向けた、設計者（再開発準備組合発注）との調整補助

＊ 再開発事業者との調整事項

天井高、柱の数、吹抜け、階段の位置、エレベーター、エスカレーター、テラス、入口等

(3) 庁内会議等への運営支援

5回程度開催する懇談会への資料及び議事録等の作成

4. 打合せ協議

各種検討整理のため、概ね10回程度を予定し、原則、豊橋市内にて行うこととする。ただし、業務などの内容及び進捗具合により必要に応じて追加実施を行う場合がある。

5. 成果品

- (1) 実施計画書 本編 (A-4判 一部カラー刷り 30ページ程度) 100部
実施計画書 資料編 (A-4判 一部カラー刷り 50ページ程度) 10部
概要版 (A-4判 16ページ以内、電子データのみ。印刷は別途発注)

＊実施計画書は、下記の各種資料を基本とし、まとめたもの

- 各ゾーンのイメージパース (各2点程度)
- 各ゾーンの主要部位の仕上がり仕様書
- 備品リスト (メーカー、品番、数量、金額等)
- 工事費概算書
- サービス・プログラムの例示集
- 図書館システム構成図書
- 運営計画書
- 各種検討資料 ＊複数の配置レイアウトイメージを含む比較検討のための資料など

再開発ビル基本設計との調整等に係る打合せ記録簿

実施計画の策定に関する打合せ記録簿

電子データ一式： CD-R等 1枚

＊成果品はすべて電子データでも納入すること。電子データは、発注者とデータの互換性をはかり、発注者が円滑に修正・監修ができる条件に留意すること。ただし、概要版はイラストレーター形式とする。

(2) 権利の帰属

成果品の管理帰属は、原則発注者のものとし、発注者が承諾したものを除き、受託者は成果品を公表してはならない。

6. 提出書類

- (1) 業務に着手するときは、直ちに着手届により通知すること。
- (2) 業務の管理及び統轄を行う統括責任者を定め、氏名その他必要な事項を統括責任者届により提出すること。
- (3) 契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。
- (4) 打合せや協議後は、速やかに打合せ・協議記録簿を作成し、提出すること。
- (5) 業務が完了したときは、直ちに完了届により通知すること。
- (6) その他本市の指示により必要な図書を提出すること。

7. 適用基準等

- (1) この仕様書に定められていない事項については、下記に準拠する (ただし、本業務に関係しない事項は適用しない)。
 - ①豊橋市契約規則
 - ②関係法令、規程など
- (2) 業務遂行にあたっては特に定めのない事項、疑義を生じた事項については、本市の指示を受けること。